

令和7年度村上市地域おこし協力隊募集要項

＜笹川流れを中心とした地域の活性化＞

＜地域の概要＞

村上市山北地域は、新潟県の最北に位置し、総面積 283.91 平方キロメートルもの広い面積を有しています。その内、山林が占める割合は 93.3 パーセントで、農地の占める割合は 2.3 パーセントです。

総延長 26 キロメートルに及ぶ海岸線は、その全体が「瀬波・笹川流れ・粟島県立自然公園」区域となっています。特に南部海岸は海波の浸食によって特異な景観を形成し、国の名勝天然記念物「笹川流れ」として広く知られる風光明媚な地域です。

地域内には 49 の自治集落があり、海・山・川の自然に恵まれた地域で、米、山菜、海産物などの食材は、市内外の多くの方々から評価をいただいております。

【人口は 4,531 人、世帯数 1,985 世帯（資料：村上市住民基本台帳：令和7年6月1日現在）】

＜募集の経緯＞

村上市の代表的な観光スポット「笹川流れ」。海の透明度は高く、変化に富んだ海岸美、そして周辺地域で採れる魅力的な食材に育まれ、そこで生活する人々の暮らしや食文化など1年を通じて魅力にあふれた名勝地です。

笹川流れは市の観光の中核を担ってきた区域ですが、近年の観光ニーズの移り変わりの影響を受け、来訪者は減少傾向にあります。これまで来訪者の受入れを担ってきた民宿の数も減少し、賑わいが失われ、活力の低下が危惧されています。一方で、住民有志が道の駅の運営をスタートしたり、移住者がシーカヤック体験に関する事業を起業し、地域の魅力を発信するなど、地域活性化の新たな動きが生まれています。

笹川流れは 2027 年に名勝天然記念物指定 100 周年を迎えることから、記念事業の開催などを計画しております。この機を逃さずに地域の「食」「もの」「ひと」などの魅力を全国に発信すると共に、地域住民の方々と共に地域活性化のための活動を行い、将来的にはこの地域での自立を目指す方をお待ちしています！

＜募集内容＞

1. 募集内容

- (1) 活動エリア：新潟県村上市山北地域（笹川流れ沿線地域）
- (2) 主な業務内容

●地域の「食」を活かした地域の活性化

- ・地域情報の発信
- ・食を活かしたイベント等の企画
- ・笹川流れ 100 周年事業への参画
- ・地域行事やイベントへの参加
- ・食を活かした起業の検討・準備

※起業の例「飲食店の開業」「宿泊施設の開業」など

※業務の実施にあたっては、「山北フードツーリズム委員会」のメンバーを中心に、地元集落（桑川・浜新保・笹川集落）の方がサポートします。



山北フードツーリズム委員会Instagram

@SANPOKU_FOOD_TOURISM

https://www.instagram.com/sanpoku_food_tourism?utm_source=qr&igsh=MTYycTEwNWpkd3Awcg==

＜ 3 年間のスケジュールイメージ＞

	主な業務内容例
1 年目	「食」を中心に地域の「ひと」「もの（資源）」「こと（生業等）」を知る 地域活性化企画の検討
2 年目	地域活性化企画の実施
3 年目	地域活性化企画の実施 起業の検討・準備

※上記はあくまでイメージです。進捗状況等により変更しても構いません。

- (3) 募集人数：1 名
- (4) 活動拠点（勤務場所）：桑川生活改善センター内（新潟県村上市桑川 773 番地 1）
- (5) 居住場所：地域内の空き家

2. 募集対象

- (1) 応募時点において条件不利地域※以外に住民票があり、隊員として採用後、当市に住民票を異動することができる方（着任前に当市に住民票を異動しない方）

※条件不利地域：次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。

①過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）

- ・第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に該当する市町村
- ・第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる市町村
- ・第 33 条第 2 項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村

②山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）

- ・第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）

- ・第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）

- ・第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村
- ⑦沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

- ・第3条第1号に規定する沖縄の市町村

- (2) 地域活動に率先して取り組むことができる方
- (3) 普通自動車免許証を有する方
- (4) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる方

3. 雇用

- (1) 身分は、村上市の会計年度任用職員とします。
- (2) 雇用期間は年度単位での契約とし、最長で3年まで延長することができます。
- (3) 会計年度任用職員については、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

4. 勤務及び休暇

- (1) 勤務時間は、原則、午前9時～午後5時までの7時間（昼休憩1時間）。
ただし、活動内容により勤務時間が変動する場合があります。
- (2) 休暇は、土日祝日、年末年始とし、同日に勤務があった場合は振替休日とします。また、年次休暇及び特別休暇を取得することができます。

5. 報酬

- (1) 月額：222,193円
- (2) 期末手当、勤勉手当、通勤手当（費用弁償）の支給あり

6. 待遇及び福利厚生

- (1) 隊員には、当市が用意した住居に居住していただきます。
ただし、水道光熱費等については、個人負担となります。
- (2) 活動に使用する車両を貸与します。
- (3) 厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。

7. 応募

- (1) 提出書類
 - ① 応募用紙（当市のホームページからダウンロードできます。）
 - ② 履歴書（市販のものをご使用ください。）
 - ③ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

- (2) 募集期限 随時募集のため期限なし

※応募があり、第2次選考通過者が決定した時点で、募集受付を停止します。

8. 選考

(1) 第1次選考《書類選考》

応募書類により選考を行い、結果は応募された方全員に文書とメールで通知します。

(2) 第2次選考《面接等》

原則として現地で面接による選考を行います。第2次選考に参加するための現地までの交通費等は、応募者の個人負担となります。

また、第2次選考結果（採用内定通知）は文書とメールで通知します。

① 日時 【応相談】

※第1次選考後、応募者に別途通知します。

② 会場 村上市山北支所（新潟県村上市府屋232番地）

9. 着任予定日 令和8年1月4日（火）【応相談】

※第2次選考以降に着任日を調整します。

《応募・問い合わせ先》

〒959-3993

新潟県村上市府屋232番地

村上市山北支所 地域振興課自治振興室

電話：0254-77-3111、メール：s.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp